

ご意見の要旨と当区の考え方

項番	案のページ	関連項目等	ご意見の要旨	当区の考え方
1	5	第2章 1 ①人権尊重	「人権という基本的な権利を生まれながらに生まれています」という記載は、「・・・生まれながらに与えられている」で良いのではないかと。	今般策定されている大阪市地域福祉基本計画をはじめ、各区の地域福祉計画において、「人権という基本的な権利を生まれながらに生まれている」ことが基本理念として記載されています。また、1948（昭和23）年に採択された世界人権宣言においても「すべての人が自由で平等に尊厳と権利を持って生まれる」とされていることから、本ビジョンも同様の記載にしています。
2	5	第2章 1 ①人権尊重	「外国につながる市民」といとはどういう市民を指すのか。「外国籍住民」を差しているなら、「外国籍住民」という表現にすべきで、「外国につながる市民」はなぜ差別を受ける市民となるのか、疑問である。区内に在住する外国籍住民が差別の対象となりうる現実はあるが、「外国につながる市民」という表現は聞いたことがない。	住民基本台帳における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や、戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍であることも、海外から帰国したこともなど、国籍は日本であっても外国籍と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」という呼称を使用しています。なお、用語解説にも追加いたしました。
3	41～43	用語解説	「在宅医療・介護連携推進協議会」等、一般的になじみがない言葉を、用語解説として追加するべきである。	本文中に説明や内容の記載のない、「在宅医療・介護連携推進協議会」等の用語について、用語解説に追加いたしました。